

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程（平成20年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害等 地震，暴風，洪水，大雪その他の異常な自然現象又は火事，爆発その他の事故若しくは事件により生ずる被害をいう。 (2) 職員及び学生等 本学の役員及び職員並びに本学の学生（本学で実習，研修又は研究を行っている者を含む。），園児及び病院の患者並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。 (3) 部局等 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目・ <u>センター</u> 等，図書館，病院，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条に規定する部署，監査室及び事務局をいう。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害等 地震，暴風，洪水，大雪その他の異常な自然現象又は火事，爆発その他の事故若しくは事件により生ずる被害をいう。 (2) 職員及び学生等 本学の役員及び職員並びに本学の学生（本学で実習，研修又は研究を行っている者を含む。），園児及び病院の患者並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。 (3) 部局等 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目，図書館，病院，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号） <u>第24条から</u> 第26条に規定する部署，監査室及び事務局をいう。

(4) 部局等の長 前号に定める部局等の長をいう。
(略)

附 則

この規程は令和5年4月1日に施行し、改正後の第2条第1項第3号の規定は令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

国立大学旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(4) 部局等の長 前号に定める部局等の長をいう。